

建不第908号
令和7年3月27日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

県発注工事における監理技術者等の専任工事現場の兼任
及び営業所技術者等の現場配置の取扱いについて（通知）

本件の県土整備行政の推進につきましては、日頃格別のご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

建設業法の改正（令和6年12月13日施行）により、監理技術者等の専任義務の合理化（第26条第3項関係）及び営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第26条の5関係）施工されたことから、このたび、千葉県が発注する工事について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の会員等に対して、貴職から周知くださるようお願いいたします。

記

1 専任特例の取扱い

専任特例のうち、同法第26条第3項第1号による特例を「専任特例1号」、同項第2号によるものを「専任特例2号」といい、専任特例1号及び専任特例2号による監理技術者等を配置する場合の取扱いについて、別紙1のとおりとする。

2 営業所技術者等の現場配置の取扱い

別紙2のとおりとする。

3 施行年月日

令和7年4月1日（ただし、入札・契約手続き中又は契約済みの工事においても同様の取扱いとする。）

(担当)

県土整備部

建設・不動産課 契約・審査班 043-223-3116

(別紙1) 専任特例の取扱い

専任特例のうち、同法第26条第3項第1号による特例を「専任特例1号」、同項第2号によるものを「専任特例2号」といい、専任特例1号による監理技術者の配置及び専任特例2号による監理技術者等の配置の取扱いについて、以下によることとする。

なお、本取扱いに定めのない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」に準じることとする。

1 専任特例1号による主任技術者又は監理技術者の配置の取扱い

- ・次に掲げる要件の全てに該当する場合は、主任技術者等の兼任を認める。
 - 1) 本件工事が千葉県建設工事適正化指導要綱（令和7年3月26日改正）（以下「指導要綱」という。）第6条第3項第1号のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - 2) 兼務する建設工事の数が、2を超えないこと。
- ・発注者は、本件工事の主任技術者等が他の工事の主任技術者等を兼務しようとするときは、別記第1号様式により主任技術者等兼任届及び人員の配置を示す計画書（指導要綱様式第13号）を提出させるものとする。
- ・発注者は、主任技術者等の兼任の解除について申出があった時は、別記第2号様式により主任技術者等兼任解除届を提出させるものとする。

2 専任特例2号による監理技術者の配置の取扱い

- ・次に掲げる要件の全てに該当する場合は、監理技術者の兼任を認める。
 - 1) 本件工事について、予定価格が以下の金額以下の工事であること。

①土木工事	3億円
②建築工事、建築設備工事等	2億円
 - 2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。
※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（例：24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。
 - 3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - 4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技師補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
 - 5) 監理技術者補佐は、所属建設会社（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 6) 監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
 - 7) 監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする。（民間工事を含む）

8) 監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲にあること。具体的には以下を標準とする。

①土木工事

・千葉県内（河川工事については、沿川市町村）

②建築工事、建築設備工事等

・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内

9) 監理技術者が、本件工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

10) 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築すること。

11) 本件工事について、情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムをいう）の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

・発注者は、本件工事の監理技術者が他の工事の監理技術者を兼務しようとするときは、別記第1号様式により主任技術者等兼任届を提出させるものとする。

・発注者は、監理技術者の兼任の解除について申出があった時は、別記第2号様式により主任技術者等兼任解除届を提出させるものとする。

・発注者は、入札公告及び特記仕様書に以下とおり記載すること。

・専任特例2号は、監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならないことに留意すること。

（入札公告 記載例）

建設業法第26条第3項第2号（以下「専任特例2号」という。）による場合の監理技術者の配置が認められる工事であって、専任特例2号による監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

ア 当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は所属建設業者（入札参加者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

オ 監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下の範囲にあること。

①土木工事の場合 兼務する工事が千葉県内にあること

※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること

②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適

正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第26条の規定を満たす技術者であるかの確認を行う。

（配置を認めない場合の特記仕様書 記載例）

第〇条 専任特例2号の場合の監理技術者配置

本工事は、建設業法第26条第3項第2号による場合の監理技術者の配置は認めない。

（配置を認める場合の特記仕様書 記載例）

第〇条 専任特例2号の場合の監理技術者配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号（以下「専任特例2号」という。）による場合の監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。

（1）当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は所属建設業者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

（5）監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下の範囲にあること。

①土木工事の場合 兼務する工事が千葉県内にあること

※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること

②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること

（6）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（9）監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

2. 専任特例2号による監理技術者を配置する場合は、主任技術者等兼任届及び前項各号について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

(別紙2) 営業所技術者等の現場配置の取扱い

営業所技術者又は特定営業所技術者の現場配置の取扱いについて、以下によることとする。

なお、本取扱いに定めのない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」に準じることとする。

1 共通事項

- ・以下に定めるもののほか、2から4の建設工事ごとに掲げる要件に該当する場合は、営業所技術者等の現場配置を認める。
 - 1) 現場配置の工事現場の数が1以下であること。
 - 2) 営業所技術者等が所属建設業者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・発注者は、本件工事の監理技術者が他の工事の監理技術者を兼務しようとするときは、別記第3号様式により営業所技術者等兼務届及び人員の配置を示す計画書（指導要綱様式第13号）を提出させるものとする。
- ・発注者は、現場配置の解除について申出があった時は、別記第4号様式により営業所技術者等兼務解除届を提出させるものとする。

2 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合

- ・本件工事が指導要綱第6条第5項第1号のアからクまでに掲げる要件の全てに該当すること。

3 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要があるない建設工事の場合（営業所と工事現場が近接している場合）

- ・本件工事が指導要綱第6条第5項第2号のアからウまでに掲げる要件の全てに該当すること。

4 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要があるない建設工事の場合（3の場合以外）

- ・「2 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合」の要件を全て満たすこと。